

国家知識産権局

公告

第 338 号

第 13 期全国人民代表大会第 1 回会議で成立した『国務院機構改革案』と『国務院機構改革に関わる行政法規が規定する行政機関の職責の調整に係る問題に関する国務院の決定』の要求事項に基づき、国外の地理的表示産品の保護制度の整備を目的として、国家知識産権局は『国外地理的表示産品保護方法』を次の通り修正することを決定した。

一、第 4 条第 (3) 項を次のように修正する。『上記の名称は中国では普通名称に分類されず、また中国の地理的表示産品の名称などその他すでに取得済みの権利と対立していない。』

二、第 5 条を次のように修正する。『中国国家知識産権局（以下、「国家知識産権局」とする）は中国国内での国外の地理的表示産品の保護を一括管理する。知識産権の各級管理部門はその職能に基づき国外の地理的表示産品を保護する。』

三、第 6 条を次のように修正し、これを第 3 条とする。『本弁法に基づき、中国国内での保護を申請する国外の地理的表示産品については、その所属国と中華人民共和国との間で締結する協定あるいは共同参加する国際条約に基づき手続きを行う、または同等の原則に基づき手続きを行う。』

四、第 7 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 20 条、第 21 条、第 27 条、第 29 条、第 32 条、第 36 条の『国家質量監督検閲検疫総局』については、『国家知識産権局』に修正する。

五、第 8 条を次のように修正する。『国外の地理的表示産品の中国における保護を申請する者は当該中国駐在機関を中国での保護業務の連絡先として指定することができる。また、原産国または地域の公的な中国駐在機関の職員を中国における保護申請業務の連絡先、または指定代理人として申請することもできる。』

六、第 9 条第 (4) 項を削除する。

七、第 15 条を次のように修正する。『異議申し立てに下記の状況が存在する場合、国家知識産権局は申請を受理せず、異議申立人に書面で通知するとともに、その理由を説明する。

(一) 法定期限内に提出されなかったもの。

(二) 異議申立ての明確な理由、事実および法的根拠がないもの。』

八、第 16 条を次のように修正する。『異議申し立てを却下する場合、国家知識産権局は

書面をもって異議申立人に通知しなければならない。異議に対する決定に不服がある場合、通知の受領日から 30 日以内に国家知識産権局に再審の申請をすることができる。国家知識産権局は申請の受領日から 60 日以内に決定し、双方に書面で通知するものとする。再審時の決定を最終審決とする。』

九、第 17 条を次のように修正する。『申請受理の公告期間が満了し異議が提出されない、あるいは異議について協議のうえ合意に達した、または異議が裁定により不成立とされる場合、国家知識産権局は専門家を組織し技術審査を行う。』

十、第 22 条を次のように修正する。『中国国内で保護を取得した国外の地理的表示製品の生産地の範囲内の生産者、協会等社会団体は、国家知識産権局に中華人民共和国の地理的表示専用マークの使用を申請することができる。』

十一、第 23 条を次のように修正する。『専用マークの使用には自己声明制度が適用される。中国国内で保護された製品名称および中華人民共和国の地理的表示専用マークを使用することにより、当該製品が国家知識産権局の定める国外の地理的表示製品の承認に関する公告の条件を満たしていると自己声明したとみなされる。』

十二、第 24 条を次のように修正する。『中華人民共和国地理的表示専用マークについては国家知識産権局の定める関連要件が適用される。』

十三、第 28 条を次のように修正する。『すでに中国国内で保護されている国外の地理的表示製品に、中国国内において不利となる深刻な影響が発生し、国家知識産権局が必要と認める場合、その品質や特性および生産地の条件等に関しより詳細に検証することができる。申請者は検査に協力しなければならない。』

十四、第 31 条を次のように修正する。『知的財産権に関する各級行政部門は中国国内で保護されている国外の地理的表示製品の合法的権益に対する侵害についての違反報告や訴えを受理した場合、関連部門は法律に基づき違法行為を調査し処分する。中国国内で保護を受けている国外の地理的表示製品の申請者は人民法院に訴訟を提出することができる。』

十五、第 33 条を以下のように修正する。『中国国内で保護を取得した国外の地理的表示製品に、以下の状況が存在する場合、国家知識産権局はその保護を取消することができる。いかなる機関あるいは個人であっても国家知識産権局に関連証拠資料を提供し、取消を請求することができる。

- (一) 地理的表示製品が原産国または地域において保護が取消される場合。
- (二) 名称が中国国内では一般名称に分類される、あるいは一般名称に変化した場合。
- (三) 中国の関連法律や規定に対する重大な違反がある場合。』

十六、『取消し請求に次の状況が存在する場合、国家知識産権局はこれを受理せず、請求者に書面で通知しその理由を説明する。

- (一) 保護を取消す明らかな理由と事実がない場合。
- (二) 製品の名称が国外で一般名称となったことにのみ関係する場合。』を追加し第 34

条とする。

十七、『国家知識産権局が地理的表示専門委員会を組織し、取消し請求を審議するとともに裁定を下す。保護の取消しを決定する場合、国家知識産権局は公告を公示する。保護を取消さないことを決定する場合、請求者と権利者に通知する。』を追加し第 35 条とする。

本決定事項の施行日は公告日とする。

国家知識産権局の『国外地理的表示産品保護方法』は本公告に基づき修正し、条項に調整を加える。

特にここに公告する。

付属書：国家知識産権局『国外地理的表示産品保護方法』

国家知識産権局
2019 年 11 月 27 日

国外地理的表示産品保護方法

第一章 総則

第 1 条 中国国内で販売される国外の地理的表示産品を有効に保護し、国外の地理的表示産品の名称と専用マークの中国国内での使用について規定するため、『地理的表示産品の保護規定』第 26 条に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 本弁法における国外の地理的表示産品とは、中国以外の場所で生産され、すでに原産国または地域において登録保護された、『地理的表示産品の保護規定』第 2 条に規定する要件を満たしている製品を指す。

第 3 条 本弁法に基づき、中国国内での保護を申請する国外の地理的表示産品については、その所属国と中華人民共和国との間で締結する協定あるいは共同参加する国際条約に基づき手続きを行う、または同等の原則に基づき手続きを行う。

第 4 条 中華人民共和国内で保護される（以下『中国国内で保護される』とする）国外の地理的表示産品の申請、受理、審査、承認、専用マークの使用、監督管理、変更および取消し等に本弁法が適用される。

第 5 条 中国国内で保護される国外の地理的表示産品の名称には中国語名称と原文名称が含まれる。

（一）中国語名称とは、地名を表す役割を持つ名称と製品の持つ本当の性質特徴を反映する一般名称で構成される。または『一般的に広く認められる』名称でもよいものとする。

(二) 原文名称とは、原産国または地域で地理的表示産品として登録保護される名称を指す。

(三) 上記の名称は中国では普通名称に分類されず、また中国の地理的表示産品の名称などその他すでに取得済みの権利と対立していない。

第6条 中国国家知識産権局（以下、「国家知識産権局」とする）は中国国内での国外の地理的表示産品の保護を一括管理する。知識産権の各級管理部門はその職能に基づき国外の地理的表示産品を保護する。

第二章 申請と受理

第7条 国外の地理的表示産品を中国国内で保護するため、当該製品についてその原産国または地域にて地理的表示の保護を申請した者が申請を行う。原産国または地域の地理的表示の主管部門からの推薦を、国家知識産権局に提出する。

第8条 国外の地理的表示産品の中国における保護を申請する者は当該中国駐在機関を中国での保護業務の連絡先として指定することができる。また、原産国または地域の公的な中国駐在機関の職員を中国における保護申請業務の連絡先、または指定代理人として申請することもできる。

第9条 国外の地理的表示産品の中国国内における保護を申請する場合、以下の中国語資料を書面で提出しなければならない。

(一) 国外の地理的表示産品の中国国内での保護申請書。

(二) 申請者の名称、住所、電話番号、中国国内の連絡先、住所および電話番号。

(三) 原産国または地域で地理的表示の保護を取得したことを証明する正式な証明文書の原本と公証を受けた中国語翻訳版。

(四) 原産国または地域の地理的表示の主管機関が作成する生産地の範囲とその公証を受けた中国語翻訳版。

(五) 当該製品の品質と技術に関する要求。

(六) 検査報告書。原産国または地域で発行された、申請する製品の感覚的性質、理化学指標に関する検査報告とその公証を受けた中国語翻訳版。

(七) その他補足的な証明資料等。

第10条 中国国内で保護される国外の地理的表示産品の品質と技術に関する要求には次のものが含まれる。

(一) 製品の中国語名称と原文名称。

(二) 保護を受ける生産地の範囲。

(三) 製品の性質と特徴、およびその製造技術の工程。

(四) 品質の特性。これには製品の感覚的性質や、理化学指標などが含まれる。

(五) 知名度。製品の原産国（地域）、中国および世界のその他国と地域における知名度と貿易販売の状況を含む。

(六) 関連性。製品の品質特性と生産地の自然環境または人的要因との関連性についての描写など。

第 11 条 国家知識産権局は申請資料の受領後、30 業務日以内に申請資料の方式審査を手配する。方式審査の結論には受理、補正の必要あり、受理の棄却の三種類がある。

(一) 受理される場合、国家知識産権局は官報を出し、公式 Web サイトにて一般公示する。

(二) 補正が必要な場合、国家知識産権局は申請者に書面で補正に関する意見書をフィードバックする。申請者は国家知識産権局に補正資料を提出する。その後国家知識産権局は再度方式審査を手配する。

(三) 受理が棄却される場合、国家知識産権局は申請者に受理の棄却を書面で通知する。

第 12 条 受理の公告に対する異議申し立て期間は 60 日とし、国家知識産権局が受理を公告した日から起算する。異議申立期間中は、国内外のいかなる組織または個人であっても書面で国家知識産権局に異議を提出することができる。

第 13 条 異議申し立ての内容には次のことが含まれる。異議申し立て人の氏名、所属先名称、連絡方法、異議申し立ての理由および証拠資料など。異議申し立ては中国語表記とする。署名または捺印をもって有効とする。

第 14 条 国家知識産権局は異議申し立てを受取る場合、すみやかに異議の内容を申請者にフィードバックする。異議の申し立てについては双方は話し合いを通して解決にあたる。あるいは対立する双方が話し合いによって解決するよう国家知識産権局が調整する。話し合いを通して合意に達しない場合、国家知識産権局は地理的表示産品専門家委員会を組織し審議後裁定するものとする。

第十五条 異議申し立てに下記の状況が存在する場合、国家知識産権局は申し立てを受理せず、異議申立人に書面で通知するとともに、その理由を説明する。

(一) 法定期限内に提出されなかったもの。

(二) 異議申し立ての明確な理由、事実および法的根拠がないもの。

第 16 条 異議申し立てを却下する場合、国家知識産権局は書面をもって異議申立人に通知しなければならない。異議に対する決定に不服がある場合、通知の受領日から 30 日以内に国家知識産権局に再審の申請をすることができる。国家知識産権局は申請の受領日から 60 日以内に決定し、双方に書面で通知するものとする。再審時の決定を最終審決とする。

第三章 技術審査と承認

第 17 条 申請受理の公告期間が満了し異議が提出されない、あるいは異議について協議のうえ合意に達した、または異議が裁定により不成立とされる場合、国家知識産権局は専門家を組織し技術審査を行う。

第 18 条 技術審査には会議審査および必要とされる場合生産地での検査が含まれる。申

請者はこれに協力しなければならない。技術審査専門家チームは 5 人または 7 人で構成される。

第 19 条 技術審査を行う際、申請者は当該製品を熟知する専門技術者と通訳者を招き、参加させなければならない。技術審査を行う日時と場所は双方が話し合いを通して決定する。

第 20 条 技術審査の結論は合格、是正の必要あり、不合格の三種類がある。

(一) 審査合格の場合、国家知識産権局は国外の地理的表示製品の中国国内における保護承認に関する公告を発表し、法的に保護する。

(二) 是正が必要な場合、国家知識産権局は是正に関する意見を書面で申請者にフィードバックする。申請者が国家知識産権局に是正資料を提出した後、国家知識産権局は再度技術審査または技術の確認を手配する。

(三) 不合格の場合、国家知識産権局は申請者に技術審査不合格の通知を書面で送付する。

第四章 専用マークと監督管理

第 21 条 中国国内で保護を取得した国外の地理的表示製品に表記される製品名称や産地などの情報は、国家知識産権局が承認し公告した情報と一致していなければならない。

第二十二條 中国国内で保護を取得した国外の地理的表示製品の生産地の範囲内の生産者、協会等社会団体は、国家知識産権局に中華人民共和国の地理的表示専用マークの使用を申請することができる。

第 23 条 専用マークの使用には自己声明制度が適用される。中国国内で保護された製品名称および中華人民共和国の地理的表示専用マークを使用することにより、当該製品が国家知識産権局の定める国外の地理的表示製品の承認に関する公告の条件を満たしていると自己声明したものとみなされる。

第 24 条 中華人民共和国地理的表示専用マークについては国家知識産権局の定める関連要件が適用される。

第 25 条 中国国内で保護される国外の地理的表示製品の申請者はその製品に適用される地理的表示に関する法律法規および技術標準について中国語で社会に公布しなければならない。

第 26 条 中国国内で保護される国外の地理的表示製品の申請者は相応の管理責任が課される。管理措置を制定し、その名称、品質の特色、専用マークの使用などについて管理しなければならない。

第 27 条 中国国内で保護される国外の地理的表示製品について年度報告制度を施行する。毎年三月末までに、申請者は国家知識産権局に当年の管理措置と前年度の実施状況について報告しなければならない。

第 28 条 すでに中国国内で保護されている国外の地理的表示製品に、中国国内において

不利となる深刻な影響が発生し、国家知識産権局が必要と認める場合、その品質や特性および生産地の条件等に関しより詳細に検証することができる。申請者は検査に協力しなければならない。

第 29 条 国家知識産権局は公式 Web サイトにて国外の地理的表示産品の中国国内における保護に関する情報を公表し、社会からの監督を受けるものとする。

第五章 保護、変更および取消し

第 30 条 中国国内で保護される国外の地理的表示産品は中国の地理的表示産品と同等の保護を受ける。

第 31 条 知的財産権に関する各級行政部門は中国国内で保護されている国外の地理的表示産品の合法的権益に対する侵害についての違反報告や訴えを受理した場合、関連部門は法律に基づき違法行為を調査し処分する。中国国内で保護を受けている国外の地理的表示産品の申請者は人民法院に訴訟を提出することができる。

第 32 条 中国国内での保護をうけている国外の地理的表示産品の生産地の範囲、品質と技術要件、生産地範囲内の生産者、協会または社会団体の名称、所在地等重要な情報に変更が発生する場合、国外の地理的表示産品の申請者は 90 日以内に国家知識産権局に変更申請を提出しなければならない。技術審査に合格したものについて、国家知識産権局から変更の公告が発表される。

第 33 条 中国国内で保護を取得した国外の地理的表示産品に、以下の状況が存在する場合、国家知識産権局はその保護を取消することができる。いかなる機関あるいは個人であっても国家知識産権局に関連証拠資料を提供し、取消を請求することができる。

- (一) 地理的表示産品が原産国または地域において保護が取消される場合。
- (二) 名称が中国国内では一般名称に分類される、あるいは一般名称に変化した場合。
- (三) 中国の関連法律や規定に対する重大な違反がある場合。

第 34 条 取消し請求に次の状況が存在する場合、国家知識産権局はこれを受理せず、請求者に書面で通知しその理由を説明する。

- (一) 保護を取消す明らかな理由と事実がない場合。
- (二) 製品の名称が国外で一般名称となったことにのみ関係する場合。

第 35 条 国家知識産権局が地理的表示専門委員会を組織し、取消し請求を審議するとともに裁定を下す。保護の取消しを決定する場合、国家知識産権局は公告を公示する。保護を取消さないことを決定する場合、請求者と権利者に通知する。

第六章 附則

第 36 条 本弁法は公布日から施行される。

第 37 条 中国国内で保護される国外の地理的表示産品であっても中国出入国時の検査検疫に関する規定を遵守しなければならない。

第 38 条 本弁法の解釈については国家知識産権局がその責任を負う。